

198	レセプト情報の確認漏れによる再審査請求の誤りについて	東京	業務管理室	H19.11.22	H20.3.28	保険医療機関より平成18年1月に患者1名分のレセプト（平成17年9月診療分）の返却依頼の申し出があり、返却後、平成18年4月に再度正しい内容にて請求があった。ところが、平成17年10月から12月診療分までのレセプトの点検を行う際、誤って返却した平成17年9月診療分レセプトを参考に点検を行ったため、これらのレセプトは正当な請求であったにもかかわらず、誤って支払基金に返戻（再審査請求）を行っていた。その結果、当該レセプトに係る診療報酬の支払いが遅延した。 ※遅延した診療報酬額：40,782円	平成17年10月から平成17年12月診療分のレセプト点検事務に当たり、機械管理されている平成17年9月診療分のレセプトについて、最新のレセプト情報の確認が不十分であったことから、再請求前のレセプトを参考レセプトとして誤って添付してしまったこと。	医療機関 1件	40,782	○当該医療機関より電話あり。審査四係長が対応するも上司の対応を求められる。後刻業務管理室長が当該医療機関に架電、事務処理誤り等について謝罪し、3月31日に謝罪文を持参することを約す。（20/3/28） ○業務管理室長及び審査四係長が当該医療機関へ謝罪文を持参のうえ臨場。今回の事務処理誤り等、経過を説明し平成17年10月から12月診療分レセプトについて再度請求していただくよう話し、了解を得る。（20/3/31） ○業務管理室長が電話で医療機関に連絡し、係長の対応を含めて相手方の了解を得た。先方は、平成17年10月から12月診療分レセプトに今回の謝罪文を添付して、4月10日までに再請求すること。（20/4/2） ※業務管理室長より支払基金に対し、電話で経過説明及び当該再請求がある旨の説明を行った。	○業務管理室では全職員に対し事象を周知し、再審査請求処理を行う場合は必ず最新のレセプト情報（履歴）確認を確実に行うよう徹底し注意喚起を行った。
199	健康保険家族出産育児一時金請求書（事前申請）の未処理放置について	滋賀	彦根	H19.9.19	H21.12.2	・平成19年9月19日に提出された家族出産育児一時金請求書を、担当者が紛失し、紛失している状況にも気がついていなかった。 ・今回、年金記録等の整理にかかる作業の中で、担当者が自身の机等の整理を行った際、平成21年12月2日に他の書類が編綴されているチューブファイルから書類が発見される。	・家族出産育児一時金請求書が、病院より提出されたにもかかわらず処理を怠り、書類自体を紛失していた。 ・PCにより管理されていた受付簿についても、PC管理簿に受付状況を管理する構成になっているが処理状況登録欄がない為、未処理状況が把握できない状態であった。受付管理簿にも問題があったと考える。また、担当者しかPC管理簿を管理しておらず、未処理状況の管理体制についても問題があったと推察できる。 ・平成21年4月に、病院より支払いについて照会があり、担当者が調査する旨の回答をしたが、個人的に書類を捜しただけで、上司等への報告もしていない状況であった。この時に初めて、未処理があることに気がついた。	病院1件 被保険者1名	350,000	・全国健康保険滋賀支部に連絡し、経過説明と引き継ぎ漏れに対する謝罪を行う。 ・被保険者宅へ赴き、配偶者へ経過説明と謝罪を行う。（了解をいただく） ・病院へ赴き、医事課長と面談し、経過説明と謝罪を行う。（了解をいただく） ・支払いは、1週間以内と話をする。 （病院：264,870円、被保険者：85,130円）	○健康保険家族出産育児一時金請求（事前申請）の全ての受付簿を再点検する。 ○全ての受付簿の構成と受付から処理までの管理体制を再点検する。 ○所内・課内の連絡体制の徹底を再周知する。